

# 令和 6 年 9 月定例舞鶴市教育委員会会議録

開 会 日 時 令和 6 年 9 月 26 日(木) 午後 2 時～午後 2 時 40 分

場 所 市役所別館 413会議室

出 席 委 員 廣瀬教育長 内藤委員 四方委員 小川委員 稗田委員 西谷委員

欠 席 委 員 なし

事務局職員

秋原指導理事

瀬野教育総務課長

志賀教育振興部長

川北教育総務課総務係長

日下部学校教育課長

水嶋学校教育課主幹

前田学校教育課指導主事

村尾生涯学習部生涯学習推進課長

傍 聴 者 1 名

## 1 開 会

教育長 開会を宣告

## 2 令和 6 年 8 月臨時及び定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

## 3 諸報告

### (1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

### (2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

② 寄附の受納について(令和 6 年 7 月)、後援の承認について(令和 6 年 8 月)

(学校教育課)

- ① 行事予定について
- ② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の 8 月の通級・相談等の状況について

(生涯学習推進課)

- ① 行事予定について

[質問・意見]

なし

#### 4 議 事

(教育長)

第 16 号議案、令和 6 年 9 月 26 日提出の「専決処理の承認を求めることについて 令和 6 年舞鶴市議会 9 月定例会提出予定議案に係る意見について(専決第 5 号)」について、事務局から説明をお願いする。

(瀬野教育総務課長)

令和 6 年舞鶴市議会 9 月定例会に提出を予定している議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められ回答するに際し、急務を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により教育長が委員会に代わって処理したので、同条第 2 項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(日下部学校教育課長)

「財産の取得について(追認)(小学校教師用指導書)」について、資料に基づき説明。

[質問・意見]

(稗田委員)

現場の先生方が今後も安心して授業に臨めるようにしていただきたい。また、来年の 4 月には中学校の指導書の購入の時期になる。予定価格が 3 千万円以上になるかはわからないが、再発防止案に基づき取り組んでもらえたらと切に願う。

今回の根拠となる条例は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」とあるが、4 年後には指導書を処分することになるが、財産とされた指導書の処分は議決を経なければならない「処分」になるのか。

(日下部学校教育課長)

ここでの「処分」の対象は、土地などの財産。指導書は消耗品であり、ここでいう財産の処分にはならない。

(教育長)

授業に直接関係しかねない事案であり、重く受け止めている。今後はこのような現場を不安にさせるようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めていく。来年度にある中学校教師用指導書、さらに、少し先になる 4 年後の小学校教師用指導書の購入時にまでしっかり引き継いでいく。

(教育長)

第 16 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

## 5 その他

次回の定例教育委員会は、10 月 28 日(月)午後 2 時から開催することを確認。

## 6 閉 会

教育長 閉会を宣告